

令和8年度犬山市地域公共交通会議委員名簿

R8.5.23現在
(敬称略・順不同)

番号	職 名	役職等	氏 名	選 任 根 拠			
				犬山市地域公共交通会議 規則 第2条	道路運送法施行規則 第9条の3	◎:必須 ○:任意	活性化法※ 第6条
1	中部大学	名誉教授	磯部 友彦	(9) その他市長が必要と認める者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-3 学識経験者
2	犬山市町会長代表(楽田地区町会長会)	会長	蝦名 節子	(3) 市民を代表する者	1-3 住民又は旅客	◎	2-3 利用者
3	犬山市老人クラブ連合会	副会長	長尾 寛二	(3) 市民を代表する者	1-3 住民又は旅客	◎	2-3 利用者
4	犬山市交通婦人会	副会長	宮川 弘子	(3) 市民を代表する者	1-3 住民又は旅客	◎	2-3 利用者
5	公益社団法人愛知県バス協会	専務理事	小林 裕之	(2) 一般旅客自動車運送業者及びその組織する団体を代表する者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-2 関係する公共交通事業者等
6	あおい交通株式会社	代表取締役	松浦 秀則	(2) 一般旅客自動車運送業者及びその組織する団体を代表する者	1-2 一般乗合旅客自動車運送事業者	◎	2-2 関係する公共交通事業者等
7	あおい交通株式会社 労働組合	組合代表者	坂井田 成広	(5) 一般旅客自動車運送事業者の道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者	1-5 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	◎	2-3 必要と認める者
8	愛知県タクシー協会	副会長	若林 亨修	(2) 一般旅客自動車運送業者及びその組織する団体を代表する者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-2 関係する公共交通事業者等
9	名古屋鉄道株式会社 地域活性化推進本部 地域連携部	主務	夫馬 康昌	(2) 一般旅客自動車運送業者及びその組織する団体を代表する者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-2 関係する公共交通事業者等
10	岐阜乗合自動車株式会社	課長	宮部 敬輔	(2) 一般旅客自動車運送業者及びその組織する団体を代表する者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-2 関係する公共交通事業者等
11	国土交通省 中部運輸局 愛知運輸支局	首席運輸企画専門官	原田 光一郎	(4) 国土交通省中部運輸局長又はその指名する者	1-4 地方運輸局長	◎	2-3 必要と認める者
12	愛知県 都市・交通局 交通対策課	担当課長	高臣 綾子	(9) その他市長が必要と認める者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-3 必要と認める者
13	愛知県警察 犬山警察署 交通課	課長	佐々木 信祐	(8) 愛知県警察犬山警察署を代表する者	2-1-ロ 都道府県警察	○	2-3 公安委員会
14	愛知県一宮建設事務所 維持管理課	課長	藤原 英智	(6) 愛知県道路管理者	2-1-イ 道路管理者	○	2-2 道路管理者
15	社会医療法人志聖会総合犬山中央病院事務局	次長	安藤 裕文	(9) その他市長が必要と認める者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-3 必要と認める者
16	犬山市 市民部	部長	舟橋 正人	(1) 市長又はその指名する職員	1-1 地方公共団体の長	◎	2-1 計画を作成する地方公共団体
17	犬山市 都市整備部 土木管理課	課長	野木森 茂博	(7) 犬山市道路管理者	2-1-イ 道路管理者	○	2-2 道路管理者
18	犬山市 都市整備部 都市計画課	課長	高木 誠太	(9) その他市長が必要と認める者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-3 必要と認める者
19	犬山市 ふくし部 高齢者支援課	課長	粥川 仁也	(9) その他市長が必要と認める者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-3 必要と認める者

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律